

「LEC・対策特訓 選択式Authentic講座 Sec. 3」から

第44回本試験【選択式】労基法 空欄Bの出題が**的中**しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

選択式 Authentic Section3 解答・解説Ⅱ (RU12749) p.2~4

2 店舗の店長等が管理監督者に該当するか否かについては、昭和22年9月13日付け発基第17号、昭和63年3月14日付け基発第150号に基づき、労働条件の決定その他労務管理について **B 経営者と一體的な** 立場にある者であって、労働時間、休憩及び休日に関する規制の枠を超えて活動することが要請されざるを得ない重要な職務と責任を有し、現実の勤務態様も、労働時間等の規制になじまないような立場にあるかを、職務内容、責任と権限、勤務態様及び賃金等の待遇を踏まえ、総合的に判断することとなる。

本試験出題はこうでした！

選択式 労働基準法 **B**

労働基準法第41条第2号に定める「監督もしくは管理の地位にある者」（以下「管理監督者」という。）とは、一般的には、部長、工場長等労働条件の決定その他労務管理について **B ⑥ 経営者と一體的な立場にある者** の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきものである。

的中!